

議案第 7 1 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 2 5 9 号」を「第 2 6 4 号」に改め、同条第 2 4 5 号ア中「住戸の総数」を「当該長期優良住宅建築等計画」に改め、同号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

a	1 戸	6 , 0 0 0 円
b	2 戸以上 5 戸以下	1 2 , 0 0 0 円
c	6 戸以上 1 0 戸以下	2 1 , 0 0 0 円
d	1 1 戸以上 3 0 戸以下	3 1 , 0 0 0 円
e	3 1 戸以上 5 0 戸以下	5 8 , 0 0 0 円
f	5 1 戸以上 1 0 0 戸以下	9 9 , 0 0 0 円
g	1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下	1 6 0 , 0 0 0 円
h	2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下	2 0 0 , 0 0 0 円

i 301戸以上 210,000円

(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

a 1戸 9,100円

b 2戸以上5戸以下 18,000円

c 6戸以上10戸以下 32,000円

d 11戸以上30戸以下 46,000円

e 31戸以上50戸以下 87,000円

f 51戸以上100戸以下 150,000円

g 101戸以上200戸以下 250,000円

h 201戸以上300戸以下 300,000円

i 301戸以上 320,000円

第2条第245号ア(ウ)から(ケ)までを削り、同号ウ中「住戸の総数」を「当該長期優良住宅建築等計画」に改め、同号ウ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 申請建築物等の新築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

a 1戸 45,000円

b 2戸以上5戸以下 110,000円

c 6戸以上10戸以下 170,000円

d 11戸以上30戸以下 340,000円

e 31戸以上50戸以下 600,000円

f 51戸以上100戸以下 1,000,000円

g 101戸以上200戸以下 1,900,000円

h 201戸以上300戸以下 2,700,000円

i 301戸以上 3,400,000円

(イ) 申請建築物等の増築又は改築に係るもの 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

a	1戸	68,000円
b	2戸以上5戸以下	160,000円
c	6戸以上10戸以下	260,000円
d	11戸以上30戸以下	510,000円
e	31戸以上50戸以下	910,000円
f	51戸以上100戸以下	1,600,000円
g	101戸以上200戸以下	2,900,000円
h	201戸以上300戸以下	4,100,000円
i	301戸以上	5,000,000円

第2条第245号ウ(ウ)から(ケ)までを削り、同条第247号ア中「住戸の総数」を「当該長期優良住宅建築等計画」に、「第245号ア(ア)から(ケ)まで」を「第245号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号ウ中「住戸の総数」を「当該長期優良住宅建築等計画」に、「第245号ウ(ア)から(ケ)まで」を「第245号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同条第251号ア中「(第253号)の次に「、第255号、第257号及び第259号」を加え、同号ア(ア)中「及び第253号」を「、第253号、第255号、第257号及び第259号」に改め、同号ア(イ)b(a)中「以内」を「未満」に改め、同号ア(イ)b(b)から(e)までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(イ)b(f)中「を超える」を「以上の」に改め、同号ア(イ)c(a)中「以内」を「未満」に改め、同号ア(イ)c(b)から(e)までの規定中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(イ)c(f)中「を超える」を「以上の」に改め、同号イを次のように改める。

イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める

断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第253号、第255号及び第257号において「特定設計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

- |                    |       |   |
|--------------------|-------|---|
| (ア) 一戸建ての住宅        | 1件につき | 8,800円                                    |
| (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 | 1件につき | 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 |
| a 1戸               |       | 8,800円                                    |
| b 2戸以上5戸以下         |       | 23,000円                                   |
| c 6戸以上10戸以下        |       | 30,000円                                   |
| d 11戸以上25戸以下       |       | 43,000円                                   |
| e 26戸以上50戸以下       |       | 64,000円                                   |
| f 51戸以上100戸以下      |       | 100,000円                                  |
| g 101戸以上200戸以下     |       | 150,000円                                  |
| h 201戸以上300戸以下     |       | 190,000円                                  |
| i 301戸以上           |       | 200,000円                                  |

第2条第251号イの次に次のように加える。

ウ ア又はイ以外の場合

- |                         |       |                                    |
|-------------------------|-------|------------------------------------|
| (ア) 一戸建ての住宅             | 1件につき | 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 |
| a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの |       | 34,000円                            |
| b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの |       | 38,000円                            |
| (イ) (ア)以外の建築物           | 1件につき | 次に掲げる当該認定申請に係る建築                   |

物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(a) 1戸	34,000円
(b) 2戸以上5戸以下	69,000円
(c) 6戸以上10戸以下	97,000円
(d) 11戸以上25戸以下	140,000円
(e) 26戸以上50戸以下	200,000円
(f) 51戸以上100戸以下	280,000円
(g) 101戸以上200戸以下	380,000円
(h) 201戸以上300戸以下	500,000円
(i) 301戸以上	590,000円

b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	110,000円
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	180,000円
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	280,000円
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	360,000円
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	500,000円

c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
240,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
380,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
550,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
670,000円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
790,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  
900,000円

(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
97,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
160,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
260,000円

- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円

第2条第253号イを次のように改める。

イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額
  - a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第251号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
  - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について第251号イ(イ)の規定により算定した額

第2条第253号イの次に次のように加える。

ウ ア又はイ以外の場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
  - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
  - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額

- a 認定済計画に係る建築物の部分について第251号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第251号ウ(イ)の規定により算定した額

第2条中第275号を第280号とし、第255号から第274号までを5号ずつ繰り下げ、第254号の次に次の5号を加える。

(255) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査

ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分という。以下この号、第257号及び第259号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

- (a) 1戸 4,900円
- (b) 2戸以上5戸以下 9,600円
- (c) 6戸以上10戸以下 16,000円
- (d) 11戸以上25戸以下 27,000円
- (e) 26戸以上50戸以下 45,000円

- (f) 51戸以上100戸以下 81,000円
- (g) 101戸以上200戸以下 130,000円
- (h) 201戸以上300戸以下 160,000円
- (i) 301戸以上 170,000円

b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第259号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
- (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
- (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
- (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
- (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円

c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び第259号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000

- 0平方メートル未満のもの 27,000円
- (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
- (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
- (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円

イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額
- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該認定申請に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) a に規定する額

ウ ア又はイ以外の場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
  - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円
  - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額
  - a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
    - (a) 1戸 34,000円

(b) 2戸以上5戸以下	69,000円
(c) 6戸以上10戸以下	97,000円
(d) 11戸以上25戸以下	140,000円
(e) 26戸以上50戸以下	200,000円
(f) 51戸以上100戸以下	280,000円
(g) 101戸以上200戸以下	380,000円
(h) 201戸以上300戸以下	500,000円
(i) 301戸以上	590,000円

b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	110,000円
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	180,000円
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	280,000円
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	360,000円
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	500,000円

c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

- (a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合

次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
230,000円
  - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
370,000円
  - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
530,000円
  - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
650,000円
  - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
770,000円
  - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  
870,000円
- (b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
87,000円
  - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
150,000円
  - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
240,000円
  - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
310,000円
  - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
370,000円
  - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上

(256) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査

1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第193号に規定する額を加えた額。第258号において同じ。）又は第193号に規定する額を加えた額

(257) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査

ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額

a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第255号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額

b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第255号ア(イ)の規定により算定した額

イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能

評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額

(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額

a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第255号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額

b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について第255号イ(イ)の規定により算定した額

ウ ア又はイ以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額

a 認定済計画に係る建築物の部分について第255号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額

b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第255号ウ(イ)の規定により算定した額

(258) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第189号に規定する額又は第193号に規定する額を加えた額

(259) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合している旨の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査

ア 認定申請に係る建築物（以下この号において「申請建築物」という。）

が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第255号アに規定する額

イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第255号イに規定する額

ウ ア又はイ以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額

a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量（以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。）が計算されている場合 第255号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額

b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

17,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 第255号

ウ(イ) a に掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ) a に規定する額

(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

i 1戸 17,000円

ii 2戸以上5戸以下 33,000円

iii 6戸以上10戸以下 48,000円

iv 11戸以上25戸以下 71,000円

v 26戸以上50戸以下 110,000円

vi 51戸以上100戸以下 160,000円

vii 101戸以上200戸以下 230,000円

viii 201戸以上300戸以下 290,000円

ix 301戸以上 340,000円

b 共用部分 第255号ウ(イ) b に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ

(イ) b に規定する額

c 非住宅部分 第255号ウ(イ) c に掲げる場合の区分に応じ同号ウ

(イ) c に規定する額

第5条中「第2条第273号」を「第2条第278号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る手数料を新設すること、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料を新設すること、建築物の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料を追加すること等のため、この条例を制定するものである。